

## 調査指導事業実施要領

公益社団法人佐賀県畜産協会（以下「協会」という。）は、肉用子牛生産者補給金交付業務の適正な実施体制の確保を図るため、肉用子牛生産者補給金制度に係る業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、業務規程第37条に基づく協会が事務を委託する者（以下「事務委託先」という。）及び第12条に基づく生産者補給金交付契約を締結した者（以下「契約生産者」という。）に対し調査指導を行うこととし、その実施に当たっては、この要領の定めるところによるものとする。

（調査指導を行う者）

第1条 調査指導を行う者は、協会会長（以下「会長」という。）が調査指導員として任命した協会の役職員等（嘱託及び臨時職員を含む。）及び会長が調査指導員として委嘱した者とする。

（調査指導先）

第2条 調査指導先は、事務委託先及び契約生産者とする。

（調査指導の内容）

第3条 調査指導員は、次の事項につき調査指導を行うものとする。

- (1) 事務委託先における委託事務の実施状況
- (2) 契約生産者における交付契約に規定する内容、手続きの実施状況

（調査指導の実施）

第4条 協会は、佐賀県の指導の下に、関係団体との連携を図り、調査指導を実施するものとする。

- 2 協会は、調査指導を行うための研修会を実施することができるものとする。
- 3 対象とする調査指導先の選定は、事務委託先等の報告に基づき計画的に行うものとする。
- 4 調査指導を実施する場合は、調査指導先に対し、事前に通知又は連絡を行うものとする。

(結果の報告)

第5条 協会は、四半期ごとに調査指導の結果をとりまとめ、一般社団法人全国肉用牛振興基金協会に対し報告するものとする。

(調査指導の委嘱)

第6条 協会は、第3条の業務を事務委託先以外の団体に委嘱することができるものとする。

2 第1項の委嘱を行う場合は、委嘱する団体と委嘱契約を締結するものとする。

3 協会は、委嘱費を支払うことができるものとする。

(経費の支払等)

第7条 協会は、調査指導に係る次の経費を予算の範囲内で支出できるものとする。

(1) 調査指導を行うために必要な賃金又は委嘱費

(2) 調査指導を行うために必要な旅費又は交通費

(3) 調査指導の研修のために必要な旅費

(4) その他本事業を実施するために必要とする経費

(旅費及び交通費)

第8条 会長は、調査指導員が調査指導を実施する場合には、調査指導員に対し、出張命令を行うものとする。委嘱者が行う場合には、委嘱先団体が出張命令等を行うものとする。

2 旅費又は交通費の支給は、協会の旅費規程に基づくものとする。

附則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附則

この要領の改正は、平成25年4月1日から適用する。

附則

この要領の改正は、平成26年4月1日から適用する。